

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q 業務中にスズメバチに刺されてアレルギーを発症した場合、いつまで労災として扱われるか

当社の社員が業務中にスズメバチに刺されました。今回は初めてであり大事には至らず、治療費等の請求に関する労災手続きを進めていますが、同人はこれを原因に蜂毒アレルギーを発症しました。次に刺されたら命に関わるそうですが、本人は今は元気な様子です。①次に刺されて重傷になった場合に、仮に業務中でなくても何らかの労災が認められる可能性はありますか。②今後、アレルギーの治療と経過観察を続けていくとのことですが、半永久的に労災として扱われるのでしょうか。

(群馬県 U社)

A 業務遂行性および業務起因性がない場合、労災として認められる可能性は低い。また、蜂毒アレルギーの症状は個人差があるため、労災として認められる期間は、実務上は主治医の判断による部分が大きい

回答者 鳥飼祐介 とりかい ゆうすけ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 業務災害の認定要件

業務災害とは、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」をいいます(労災保険法7条1項1号)。業務上といえるためには、労働者の業務と災害との間に、当該業務に伴う危険が現実化したと認められるような相当因果関係が必要とされています。また、業務災害といえるためには、その災害に「業務起因性」が認められる必要があります、業務起因性を判断する前提として「業務遂行性」が認められる必要があります。

「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて使用者の支配・管理下にある状態をいい、「業務起因性」とは、労働者が労働契約に基づいて使用者の支配・管理下にある状態で危険が現実化したことをいいます。つまり、業務遂行性が認められ

る状態で危険が現実化したことをいいます。

ご質問のケースでは、業務中にスズメバチに刺されたことについて、業務遂行性・業務起因性があることを前提に、ご質問の内容を考察します。

2. 労災保険上の「治癒」の判断

労災保険で傷病が「治ったとき(治癒)」とは、傷病に対して行われる医学的な治療法をもってしても、その効果が期待し得ない状態で、かつ、残存する症状が自然経過によって到達すると認められる最終の状態に達したとき(症状の固定)をいいます。したがって、傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合などは、症状が残存していたとしても、医療効果が期待できないと判断される場合には、

労災保険では「治癒」として、療養（補償）給付を支給しないこととされています。

ご質問のケースでは、スズメバチの刺傷による蜂毒アレルギー、いわゆるアナフィラキシーを発症していますが、これは「ハチやマムシ等による刺傷又は咬傷から体内に侵入した毒素による疾病」であり、労働基準法施行規則別表第1の2に定める「業務上の負傷に起因する疾病」として、業務上の疾病に該当します[図表](昭53. 3.30 基発186)。業務上の疾病にあつては、急性症状がなくなり、慢性症状が持続しても医学的効果が期待し得ない状態になった場合に「治癒」したものとされます。

3.ご質問のケース

ハチの刺傷による蜂毒アレルギーが原因で、次に刺された場合は重篤となることが多いことは医学的知見からも認められていますが、前述のとおり、業務災害として認定されるためには業務遂行性・業務起因性の要件を満たす必要があります。そのため、蜂毒アレルギー発症の原因がたとえ業務災害であったとしても、業務外での傷病が業務災害として認定される可能性は低いものと考えられます。

蜂毒アレルギーの治療と経過観察が労災として扱われる期間については、症状と治療の状況により「治癒」の判断が大きく異なる可能性があります。実際に、蜂毒アレルギーが発症する臓器は、皮膚・消化器・心血管系ほか多岐にわたり、症状

図表 業務に起因することが明らかな疾病
(労働基準法施行規則別表第1の2)

第1号	業務上の負傷に起因する疾病
第2号	物理的因子による疾病
第3号	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
第4号	化学物質等による疾病
第5号	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則1条各号に掲げる疾病
第6号	細菌、ウイルス等の病原体による疾病
第7号	がん原性物質もしくはがん原性因子またはがん原性工程における業務による疾病
第8号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病
第9号	人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病
第10号	前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
第11号	その他業務に起因することの明らかな疾病

のパターンも患者により異なり、また、同一患者であっても蜂毒アレルギーの発症ごとに差異があることが医学的に認められているためです。

以上のことから、ご質問のケースにおいて蜂毒アレルギーの治療と経過観察が労災として扱われる期間については、実務上、主治医の判断による部分が大きいといえるでしょう。